

学校生活の心得

生徒指導部

I 校内生活について

(1) 人間関係の充実

- ・ 高校生活は、皆さん一人ひとりが協力しながら作り上げていくものです。お互いに思いやりの気持ちを持って、仲間や先生方との信頼関係を大切にしてください。
- ・ からかいや悪ふざけ、いじめや暴力行為などによって、相手を傷つけることは絶対に許されません。安心して生活できる学校・クラスを作っていきましょう。

(2) 校舎の利用

- ・ 学校は公共の場です。周囲の迷惑や危険な行為のないように学校生活を送ること。
- ・ 施設・設備を大切に使い、破損した場合（見つけた場合）はすぐに先生に報告すること。
- ・ 学校生活に関係のない物品をみだりに持ち込まないこと。（マンガ、雑誌、音楽・ゲーム機器など）
- ・ 校舎の窓から身を乗り出したり、窓枠に座ったり、玄関ポーチの上に出ないこと。
- ・ 飲食はすべて教室内とする。体育館での飲食は、部活動などで許可された場合を除き禁止とする。
- ・ 下足ロッカーは、上段に上靴、下段に外靴を置くこと。（靴以外の物を置かないこと）

(3) 遅刻・早退

- ・ 登校は8：30まで。（以降、生徒玄関を施錠するので、職員玄関を使用する。）
- ・ 授業の開始時間を守る。トイレは休み時間に済ませておくこと。
- ・ 授業中に入室する際は、職員室で「入室許可証」を受け取り、教室で教科担任に提出すること。

(4) 携帯電話の使用

- ・ 使用時間は始業前・放課後のみとする。それ以外の時間は電源を切り、担任に預けるかかばんの中にしまい、自己管理をすること。
- ・ 使用可能な時間帯であっても、マナーモードに設定するなど、音が鳴らないようにすること。
- ・ 使用場所はHR教室・その他の一般教室（図書室を除く）、生徒玄関とする。
- ・ 部活動中の使用を禁止する。部活動後、更衣室で使用することは可能。その他校外での使用については顧問の指示に従うこと。
- ・ 使用禁止時間・場所において携帯電話を故意に使用した場合は、一定期間登校時に担任に預け、下校時返却とする。

(5) 自動販売機の利用

- ・ 自動販売機は、休み時間・放課後の使用を認めています。

(6) ゴミの分別について

- ・ 燃えるゴミ、ペットボトル、空き缶などを分別すること。
- ・ ペットボトルのふた、空き缶のプルタブはリサイクルのため回収しています。

(7) 下校時刻

- ・ 平日19：00、休日16：45を完全下校時間とする。放課後、用事のない生徒はすみやかに下校すること。

2 頭髪・服装について

(1) 服装について

〔男子〕

- ・本校指定の制服を正しく着用すること。加工や変形は認めない。
- ・夏季は略装（白Yシャツ）を認める。シャツの裾はズボンの中に入れる。短い変形は認めない。
- ・ソックスは白・紺・黒などを基調とし、華美にならないものとする。
- ・気温の変化に応じ上着を脱ぐことを以下の条件で認める。
 - ア) 休み時間の教室内とする。
 - イ) 授業中は教科担任の許可を得ること。
 - ウ) 授業の開始時、終了時の挨拶では着用すること。
 - エ) 教室外では着用すること。
 - オ) 上着を脱いだ代わりにジャージ等を着用しないこと。

〔女子〕

- ・本校指定の制服を正しく着用し、冬期間は紺セーラー服、夏期間は白セーラー服とする。
- ・校章を左胸ポケットにつけること。
- ・スカートは膝がしらに触れる長さとする
- ・スカーフを必ずつけること。
- ・ストッキングはベージュ、紺、黒とする。ソックスは白・紺・黒など華美にならないものとする。
- ・カーディガン着用については以下の条件付きで認める。
 - ア) 紺、黒、白、グレー、ベージュの無地またはワンポイントとする。
 - イ) 儀式的行事、全校集会、職員室・事務室への入室時はカーディガンを脱ぐこと。
- ・冬期間、スカートの下にジャージ等をはかないこと。（タイツ、ストッキングを着用する）

(2) 頭髪について

- ・頭髪は、清潔・端正に保ち、パーマ（ウェーブ）、染色、脱色、極端な髪型、エクステンションなど、本来の姿と異なる加工等は認めない。

(3) 装飾品

- ・ネックレス、指輪、ピアス等のアクセサリは認めない。
- ・やむを得ず健康器具等をつける場合については、外から見えないように留意すること。

(4) 化粧

- ・ファンデーション、口紅（色つきリップ含む）、マニキュアなどの化粧は認めない。

(5) 上靴、外靴

- ・登下校時の靴は運動靴・革靴など通学に適したものとし、サンダル・スパイクなどは認めない。
- ・安全面を考慮し、上靴のかかとを踏まないこと。
- ・上靴、体育用運動靴にははっきりと記名し、落書きやいたずらをしないこと。

3 校外生活について

(1) アルバイト

- ・保護者・担任と相談の上、事前に「アルバイト許可願」を提出すること。
- ・学業や学校生活に支障がないようにすること。危険な業務や酒席に出る業務は禁止する。(居酒屋、焼き肉店など)
- ・アルバイト禁止期間は、考査1週間前から考査終了まで、学校祭準備期間から学校祭最終日まで、インフルエンザなどによる臨時休業日です。(ただし、新聞配達を除く)
- ・成績不振者、生活態度に問題がある者、無断アルバイトをした者には、アルバイトを許可しません。

(2) 自転車通学

- ・「自転車通学届」を提出し、本校のステッカー(100円)を貼ること。
- ・整備点検(ブレーキ、前照灯、尾灯など)をおこなうこと。
- ・危険な運転、道路交通法に触れる行為(無灯火・2人乗りなど)は絶対にしないこと。
- ・駐輪の際は、自転車に必ず施錠をすること。

(3) 外出等

- ・高校生の外出時間は21:00まで。原則友人同士の外泊は認めません(保護者と相談すること)。
- ・外出先においても、高校生としての本分を忘れず、周囲に迷惑が掛からないように行動すること。

(4) 部活バスについて

- ・部活動加入者で、18:45の部活バスを利用する場合は、担任へ申し出て役場との手続きが終了次第利用可能です。その場合運転手さんへ降車場所を伝えること。
- ・乗車場所 スター駐車場
- ・利用路線 ①富武士・若里方面、②栃木・若佐方面、③浜佐呂間・知来・仁倉方面
- ・利用する生徒は、毎朝登校時に職員室前の掲示版で利用の有無を示すこと。

4 届け出について

(1) 入部許可願：部活動に所属する生徒は提出

(2) アルバイト許可願：アルバイトをする生徒は提出

(3) 自転車通学届：自転車通学をする生徒は提出

(4) 入室届：授業の途中で教室に入室するとき(遅刻・保健室など)

(5) 自動車免許取得許可願(3年生のみ)：自動車免許を必要とする生徒で校長の許可を得た者

(6) 大会参加承諾書(部活動)：部活動の大会等に参加する場合

などがあります。

普段から「いつでも面接に行ける姿」を心がけましょう。